

令和8年度市民税・府民税の申告の手引書

表

申告について（申告する必要がある人・しなくてもいい人）

申告する必要がある人	
令和8年1月1日現在、四條畷市内に住所がある人で、確定申告をしない人のうち下記に該当する人	
①給与所得、年金所得以外の所得がある人（配当所得、事業所得、雑所得など）	
②市の福祉・医療サービス等の関係で、市・府民税の申告をしておく必要がある人 ※国民健康保険・国民年金・介護保険・保育所手続き・児童手当・公営住宅・奨学金・就学支援金の申請等	
③課税・非課税証明書が必要となる人	
申告しなくてもいい人	
①税務署で所得税の確定申告をする人	
②所得が給与だけで、勤務先から四條畷市に給与支払報告書が提出されている人	
③所得が公的年金だけで、四條畷市に年金支払報告書が提出されている人 ※②、③に該当する人でも、医療費控除や生命保険料控除などの控除を追加される場合は、申告が必要です。	
④昨年中の所得がなく、所得に関する証明書を発行する予定がない人	

申告期限は3月16日(月)です

公的年金等所得計算表	
受給者の年齢	公的年金の収入金額
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額
	1,000万円以下 1,000万円超2,000万円以下 2,000万円超
65歳未満 (昭和36年1月2日以降に生まれた方)	130万円未満 収入金額-600,000円 収入金額-500,000円 収入金額-400,000円
	130万円以上 410万円未満 収入金額×0.75-275,000円 収入金額×0.75-175,000円 収入金額×0.75-75,000円
	410万円以上 770万円未満 収入金額×0.85-685,000円 収入金額×0.85-585,000円 収入金額×0.85-485,000円
	770万円以上 1,000万円未満 収入金額×0.95-1,455,000円 収入金額×0.95-1,355,000円 収入金額×0.95-1,255,000円
	1,000万円以上 収入金額-1,955,000円 収入金額-1,855,000円 収入金額-1,755,000円
65歳以上 (昭和36年1月1日以前に生まれた方)	330万円未満 収入金額-1,100,000円 収入金額-1,000,000円 収入金額-900,000円
	330万円以上 410万円未満 収入金額×0.75-275,000円 収入金額×0.75-175,000円 収入金額×0.75-75,000円
	410万円以上 770万円未満 収入金額×0.85-685,000円 収入金額×0.85-585,000円 収入金額×0.85-485,000円
	770万円以上 1,000万円未満 収入金額×0.95-1,455,000円 収入金額×0.95-1,355,000円 収入金額×0.95-1,255,000円
	1,000万円以上 収入金額-1,955,000円 収入金額-1,855,000円 収入金額-1,755,000円

給与所得計算表	
給与収入金額 (源泉徴収票の支払金額)	給与所得金額
1円以上 65万1千円未満	0円
65万1千円以上 190万円未満	収入金額 - 65万円
190万円以上 360万円未満	収入金額 ÷ 4 × 2.8 - 8万円
360万円以上 660万円未満	収入金額 ÷ 4 × 3.2 - 44万円
660万円以上 850万円未満	収入金額 × 0.9 - 110万円
850万円以上	収入金額 - 195万円
※所得金額調整控除を適用しない場合	

医療費控除、セルフメディケーション税制どちらも領収書の提出は不要です。
明細書を作成して提出してください。

配偶者控除		
本人の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超	22万円	26万円
950万円超	11万円	13万円

配偶者特別控除							
配偶者の合計所得金額							
58万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下
33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円

扶養控除			
年少扶養親族 16歳未満 (平成22年1月2日以後生)	一般の控除対象扶養親族 16歳～18歳 (平成19年1月2日～平成22年1月1日生)	特定扶養親族 23歳～69歳 (昭和31年1月2日～平成15年1月1日生)	老人扶養親族 70歳以上 (昭和31年1月1日以前生)
0円	33万円	45万円	同居 45万円
			別居 38万円

所得控除の金額一覧表

生命保険料控除		
区分	支払保険料額	控除額
旧制度	15,000円以下	支払額の全額
	15,001円～40,000円	支払額÷2 + 7,500円
	40,001円～70,000円	支払額÷4 + 17,500円
	70,001円以上	35,000円
新制度	12,000円以下	支払額の全額
	12,001円～32,000円	支払額÷2 + 6,000円
	32,001円～56,000円	支払額÷4 + 14,000円
	56,001円以上	28,000円

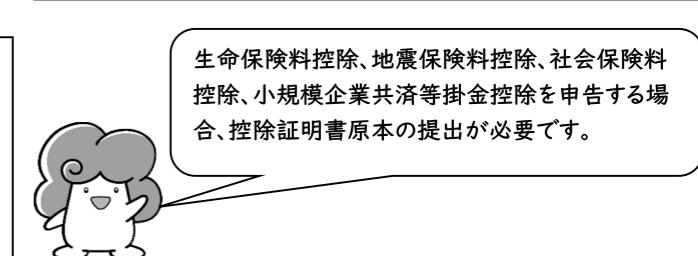
一般の生命保険料 + 介護医療保険料 + 個人年金保険料

【合計限度額70,000円】

※同じ契約内容に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、上記の計算式に基づき旧契約・新契約ごとに控除額を計算して合計します。その場合の限度額は28,000円です。ただし、旧契約のみで計算した控除額が合算した控除額より大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用することができます。

地震保険料控除		
区分	支払保険料額	控除額
地震保険	50,000円以下	支払額÷2
	50,001円以上	25,000円
長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額
	5,001円以上15,000円	支払額÷2 + 2,500円
	15,001円以上	10,000円

地震保険契約 + 長期損害保険契約【合計限度額25,000円】
※一つの損害保険契約等が地震保険契約と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分のみ該当するものとして、控除額を計算します。



勤労学生控除	ひとり親控除	寡婦控除	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除
26万円	30万円	26万円	支払った金額の合計

医療費控除		
医療費	保険金等の補填金額	控除限度額 10万円 200万円
どちらかを選択		
セルフメディケーション税制	特定一般用医療品等購入費	控除限度額 12,000円 88,000円

雑損控除		
以下①、②のいずれか多い方の金額が控除額となる。		
①(損失額-保険金等により補填される金額)-(総所得金額等の合計額×10%)		
②(損失額-保険金等により補填される金額)のうち、災害関連支出の金額-5万円		
本人の合計所得		
控除額 2,400万円以下 2,450万円超 2,450万円超 2,500万円超		

・申告の際に必要な書類は、別紙【市民税・府民税の申告受付について】をご覧ください。

・医療費控除の明細書、添付資料整理票についてはホームページに掲載しています。印刷してご利用ください。

・ご不明な点があれば、税務課までお問い合わせください。



特定親族特別控除						

</

令和8年度市民税・府民税の申告の手引書

裏

⑬,⑯には、所得控除の元となる保険料を記入してください。

⑯社会保険料控除 令和7年1月1日~12月31日に支払った社会保険料の金額

⑯生命保険料控除 令和7年1月1日~12月31日に支払った生命保険料の金額

⑯地震保険料控除 令和7年1月1日~12月31日に支払った地震保険料の金額

※本人や同一生計の親族に係る保険料に限ります。

⑰~⑲には、本人や配偶者、親族に関する情報を記入してください。

⑰寡婦控除 令和7年12月31日時点で、下記AまたはBに該当する人。

事由を選択し、該当の□に✓をつけてください。

A:夫と離婚した人のうち、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下。

B:夫と死別または夫の生死が不明の人のうち、合計所得金額が500万円以下。

※ただし、再度婚姻をしていない人に限ります。(事実上婚姻関係にある場合も対象外)

⑱ひとり親控除 令和7年12月31日時点で、下記ABCの条件を全て満たす人。

□に✓をつけてください。

A:生計同一の子を有すること。(総所得金額等58万円以下で、他の人の扶養親族とされていない)

B:合計所得金額が500万円以下。

C:再度婚姻をしていない人。(事実上婚姻関係にある場合は対象外)

⑲勤労学生控除 令和7年12月31日時点で、学生や生徒で勤労に基づく給与所得や

雑所得等があり、合計所得金額が85万円以下の人は、□に✓をつけて、学校名も書いてください。

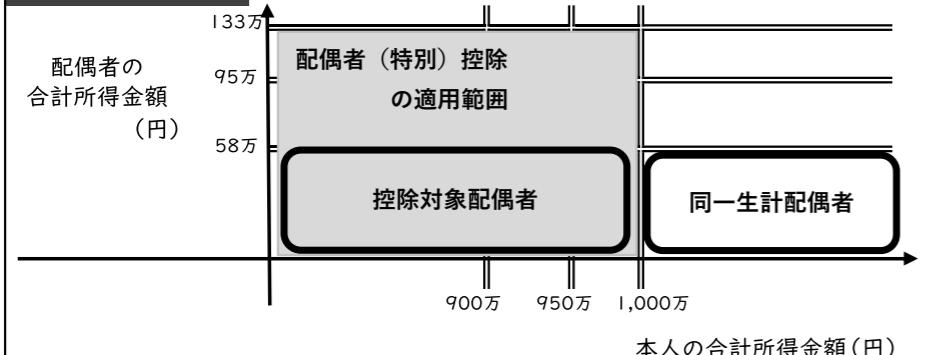
※ただし、勤労による所得以外の所得が10万円以下の人に限ります。

⑳障害者控除 令和7年12月31日時点で、本人、同一生計配偶者または扶養親族が

障がい者である人。該当者の氏名、生年月日、障害の程度(等級)を書いてください。

㉑・㉒ 配偶者(特別)控除 令和7年12月31日時点で、生計同一の配偶者を有する人。

*配偶者特別控除は、合計所得金額133万円以下まで。

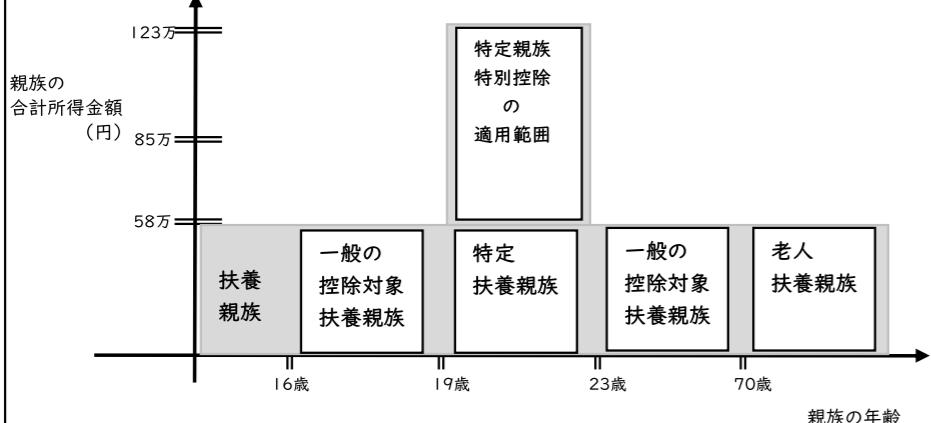


㉓扶養控除 令和7年12月31日時点、生計同一の親族を有する人。

㉔特定親族特別控除 配偶者以外の親族で、事業専従者に該当せず、

合計所得金額が58万円以下の親族。(特定親族特別控除は、合計所得金額123万円以下)

*国外居住親族については、一定の人に限ります。



㉕医療費控除 令和7年1月1日~12月31日に支払った医療費

その医療費に係る保険金等の補填金額。

本人や生計同一の親族の医療費に限り、治療や介護に係るもののが対象です。

地方税法附則第4条の5の規定(セルフメディケーション税制^{※1})の適用を選択する場合は区分欄に□記入してください。

*1 健康の維持増進及び疾病予防への取組として一定の取組を行う個人がスイッチOTC医薬品^{※2}を購入した際、その購入費用について所得控除を受けることができる医療費控除の特例。

*2 要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品のこと。

受印	現住所 1月1日現在の住所 フリガナ	業種又は職業 電話番号
長殿	氏名 提出年月日 年月日	個人番号 生年月日 明大昭 世帯主の氏名 統柄 住所コード 行政区コード 納組コード 世帯コード

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑯ 社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料	
	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計	円
⑯ 生命保険料控除	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
⑯ 地震保険料控除	介護医療保険料の計		長期損害保険料の計	
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計		長期損害保険料の計	

⑰~⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除

⑰ 寡婦控除 (□死別 □生死不明 □離婚 □未婚)

⑱ ひとり親控除 (学校名)

⑲ 勤労学生控除

⑳ 障害者控除

㉑~㉒ 配偶者控除

㉓~㉔ 扶養控除

㉕ 医療費控除

㉖ 特定親族特別控除

㉗ 雜損控除

㉘ 医療費控除

㉙~㉚ 雜損控除

㉛~㉜ 雜損控除

㉝~㉞ 雜損控除

㉟~㉟ 雜損控除